

6豊環保第178号
令和6年11月6日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 浅井 由崇



(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (愛知県区間) 環境影響評価方法書について (回答)

令和6年10月11日付け環活第396号にて照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

○大気環境

- ・騒音や振動の低減に努め、住居地域や学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在していることから、工事期間も含めて、騒音や振動などによる影響を十分考慮し評価すること。

○動物、植物、生態系

- ・動物、植物及び生態系へ与える影響の回避又は低減に努め、工事に伴う土地の形質変更や工作物による日照阻害など、自然環境への影響について十分考慮し評価すること。
- ・特定外来生物の情報収集に努め、生態系への影響について十分考慮すること。

○景観

- ・事業実施区域に主要な眺望点及び景観資源があるため、景観への影響について十分考慮し評価すること。

○地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

- ・事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地があるため、これら文化財への影響について十分考慮し評価すること。

○その他

- ・評価の基礎となる情報は、関係する市担当者や専門家などに十分確認するとともに、最新情報の入手に努め、評価を実施すること。
- ・今後の各検討段階において、関係する市担当者と十分に協議を行うとともに、法的に必要な手続きを適切に実施すること。
- ・環境影響評価法及び関係法令の規定に従い、周辺環境に与える影響について、市民及び関係者の意見を踏まえ検討し、適切な予測及び評価に努めること。
- ・丁寧かつわかりやすい図書の作成に努めるとともに、市民等へ丁寧かつ十分な情報発信に努めること。

【担当】 豊橋市環境部環境保全課
連絡先 0532-51-2394